社会福祉法人　洛西福祉会
ホームケア24くつかけ七彩の家
指定夜間対応型訪問介護

重要事項説明書

重要事項説明書

当事業所は契約者に対して夜間対応型訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します

1. 事業者概要

事　業　者　名	社会福祉法人　洛西福祉会
代 表 者 氏 名	理事長　中野　和彦
所在地・連絡先	京都市西京区大枝北沓掛町1丁目3番地1　TEL075－333－7716

2. 事業所概要

事 業 所 名 称	ホームケア24くつかけ七彩の家
指定事業所番号	夜間対応型訪問介護　（京都市　2694000338　）
所　　在　　地	〒610-1101　京都市西京区大枝北沓掛町一丁目3番地1
連　　絡　　先	電話番号　075－333－6026　FAX番号 075－333－6000
当事業所は、指定地域密着型介護老人福祉施設である地域密着型介護老人福祉施設くつかけ七彩の家に併設されています	
事業の目的	事業者は、介護保険法令の趣旨に従って、契約者がその有する能力に応じ、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営む事ができるよう、夜間において定期的な巡回又は随時通報により契約者の居宅を訪問し、排泄等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他、夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるようにするために、契約者に対しサービスを提供します。

運営の方針	1　事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他生活全般にわたる援助を行う。 2　事業の実施に当っては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。 3　事業所は、介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年1月9日京都市条例第39号）」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。
当該事業所の通常の事業実施地域	西京区 洛西支所管内
損害賠償責任保険加入先	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
営業日・営業時間	年中無休 ・ 18:00 ～ 翌8:00 電話等により24時間常時連絡可能な体制とする。 オペレーター業務は24時間対応可能な体制とする。

3．職員の配置状況 <主な職員の配置状況>　　令和7年2月1日現在

職　種	常勤	非常勤	兼務	資格保有者等
管 理 者	1		1	介護福祉士等
面接相談員	2		2	介護福祉士等
オペレーター	10	1	11	介護福祉士等
定期巡回員	9	3	12	介護福祉士等
随時対応員	9	3	12	介護福祉士等

〈主な職員の勤務体制〉

職　種	勤務体制	
オペレーター 定期巡回員 随時対応員	早 出	7:00～16:00
	日 勤	8:00～17:00
	遅 出	12:00～21:00
	夜 勤	21:00～ 7:00

4． 事業所が提供するサービスと利用料金

〈サービス内容〉

以下のサービスについては、介護保険の給付の対象となり、サービス利用料金の9割または8割または7割が介護保険から給付されます。

サービス区分と種類		サービスの内容
夜間対応型訪問介護計画（以下、計画書）の作成		契約者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、契約者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた計画書を作成します。
定期巡回サービス	食事介助	食事の介助を行います。
	入浴介助	入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排泄介助	排泄の介助、おむつ交換を行います。
	更衣介助	上着、下着の更衣の介助を行います。
	身体整容	日常的な行為としての身体整容を行います。
	体位変換	床ずれ予防のための、体位変換を行います。
	移動・移乗介助	室内の移動、車いす等へ移乗の介助を行います。
	服薬介助	配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
	起床・就寝介助	ベッドへの誘導、ベッドからの起き上がりの介助を行います。
	自立生活支援のための見守り的援助	○ 利用者と一緒に手助けしながら行う調理（安全確認の声かけ、疲労の確認を含む。）を行います。 ○ 入浴、更衣等の見守り（必要に応じて行う介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを含む。）を行います。 ○ ベッドの出入り時など自立を促すための声かけ（声かけや見守り中心で必要な時だけ介助）を行います。 ○ 排泄等の際の移動時、転倒しないように側について歩きます。（介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る。） ○ 車いすでの移動介助を行って店に行き、利用者が自ら品物を選べるよう援助します。 ○ 洗濯物を一緒に干したりたたんだりすることにより自立支援を促すとともに、転倒予防等のための見守り・声かけを行います。

随時サービス対応	契約者に対し、24時間対応可能な窓口を設置し、当該窓口に契約者からの電話回線その他の通信装置等による連絡又は通報などを受け、内容に応じて相談や訪問などの対応をいたします。 ※ 通報が複数重なる場合は、内容の緊急性で優先順位を決めて対応します。あらかじめご了承下さい。
オペレーション サービス	1 契約者又はその家族等からの通報に対応します。 2 計画作成責任者及び定期巡回サービスを行う訪問介護員と密接に連携し、契約者の心身の状況等の把握に努めます。 3 契約者又はその家族に対し、相談及び助言を行います。 4 事業所に対する指定夜間対応型訪問介護の利用の申し込みに係る調整を行います。

<サービスの利用に関する留意事項>

- サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- 契約者が要介護認定を受けていない場合は、契約者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が契約者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも契約者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行います。
- 居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、契約者及び家族の意向を踏まえて、指定夜間対応型訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した「夜間対応型訪問介護計画書」を作成します。なお、作成した「夜間対応型訪問介護計画書」は、契約者又は家族にその内容の説明を行い、同意を得た上で交付いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- サービス提供は「夜間対応型訪問介護計画書」に基づいて行います。なお、「夜間対応型訪問介護看護計画書」は、契約者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- サービス提供を行う訪問介護員は、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。
  選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。また、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。
- 事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。訪問介護員を交替する場合は、

契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

<サービス実施時の留意事項>

① 定められた業務以外の禁止

契約者は「上記、当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することは出来ません。次に掲げるように、保険給付として適切な範囲を逸脱していると考えられるサービス提供を求められた場合は、サービス提供をお断りする場合があります。

「直接本人の援助」に該当しない行為

主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為

- 契約者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し
- 主として契約者が使用する居室等以外の掃除
- 来客の応接（お茶、食事の手配等）
- 自家用車の洗車・清掃 等

「日常生活の援助」に該当しない行為

訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為

- 草むしり
- 花木の水やり
- 犬の散歩等ペットの世話 等

日常的に行われる家事の範囲を超える行為

- 家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
- 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- 室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- 植木の剪定等の園芸
- 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理 等

② 夜間対応型訪問介護の実施に関する指示・命令

夜間対応型訪問介護の実施に関する指示・命令は全て事業者が行います。

但し、事業者は夜間対応型訪問介護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③ 備品などの使用

夜間対応型訪問介護サービス実施の為に必要備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用さ

せて頂きます。

④ サービス利用当日に、契約者の体調などの理由で予定されていたサービスの実施が出来ない場合には、サービス内容の変更を行います。

〈訪問介護員の禁止行為について〉

訪問介護員は、契約者に対する夜間対応型訪問介護サービスの提供に当たって、次に該当する行為は行いません。

① 医療行為
② 契約者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
③ 契約者もしくはその家族等からの金銭又は高価な物品の授受、飲食の提供
④ 契約者の家族等に対する定期巡回サービスの提供
⑤ 契約者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（前記（3）の①に定められた行為）
⑥ 契約者の居宅での飲酒及び喫煙、飲食
⑦ 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（契約者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
⑧ 契約者もしくはその家族等に対しての宗教活動、政治活動、営利活動
⑨ その他契約者もしくはその家族等に対する迷惑行為

〈利用料金〉

以下の単位表によって、ご契約者の利用サービスに応じた利用単位及び加算単位が計算されます。その単位に地域区分10．7円（5級地）を掛けて介護報酬金額が計算されます。介護報酬金額より、介護保険給付費額を除いた金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

夜間対応型訪問介護費Ⅰ

基本単価　夜間対応型訪問介護費	989単位/1 月につき
定期巡回サービス	372単位/1回につき
随時訪問サービス費（Ⅰ）	567単位/1回につき
随時訪問サービス費（Ⅱ）	764単位/1回につき

サービス提供及びサービス提供体制により加算及び減算される項目

項目	内容	単位数
認知症専門ケア加算Ⅰ	利用者に占める認知症利用者の割合や認知症ケアの研修修了者を一定以上配置した場合	3単位/日
認知症専門ケア加算Ⅱ		4単位/日
同一建物等居住者サービス提供に対する減算	当事業所と同一建物でサービス提供を行った場合	10%減算/月
24時間通報対応加算	夜間だけでなく日中においてもオペレーションセンターサービスを提供した場合	610単位/月
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	事業所の介護職員等の体制（研修体制、定期的な会議の開催、健康診断受診）が整備されている場合に、訪問介護員等に占める介護福祉士等の資格保持者の割合によって算定する。	22単位/回
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）		18単位/回
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）		6単位/回
介護職員処遇改善加算Ⅰ	当事業所で算定する単位数 × 0.245/月	
介護職員処遇改善加算Ⅱ	当事業所で算定する単位数 × 0.224/月	
介護職員処遇改善加算Ⅲ	当事業所で算定する単位数 × 0.182/月	
介護職員処遇改善加算Ⅳ	当事業所で算定する単位数 × 0.145/月	

※加算算定については、ご契約者の状況及び事業所の状況によって、厚生労働省告示により定められた基準に則り、算定いたします。その為、この加算全てが加算されることはありません。

〈利用料金に関する留意事項〉

- ケアコール機（緊急通報システム・ペンダント型通信機）は事業所から貸し出します。通信にかかる通信料（電話代）は、利用者負担となります。
- サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、契約者の負担となります。
- 介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、全額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。
- 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、契約者は 1 ヶ月につき利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。
- 契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サー

ビス提供証明書」を交付します。

・ 契約者の要介護認定結果が確定していない場合おいて、担当の居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターと協議を行い、当事業所の管理者が要介護相当と判断し、やむを得ない状況であると判断する場合において、サービス提供を行うことがあります。サービス提供後に要介護認定結果が要介護以外であった場合については、サービス利用前に協議された暫定での要介護区分での利用者負担額をご請求いたします。

<その他の利用料金>

介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が契約者の負担となります。

① 複写物の交付

契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できます。複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。1枚につき：10円

② キャンセル料

契約者が、利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合は、取消料として下記の料金をお支払いいただきます。但し、契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用日の当日正午までに連絡があった場合	無　料
利用日の当日正午までに連絡がなかった場合	予定サービスの100％

5． 利用料金の支払いについて

・ 利用料、その他の費用は、ご利用月ごとに請求いたします。
・ 請求書は、ご利用月の翌月末頃に利用者宛にお届けします。
・ 原則、指定された金融機関口座から自動振替により、お支払下さい。
自動振替日は、ご利用月の翌々月の4日となりますので、該当日までに口座へのご入金をお願いします。ただし、金融機関休業日に当たる場合は翌営業日となります。自動振替が完了後、翌月の請求書とご一緒に領収書を送付いたします。残高不足で引き落しが出来なかった場合は、翌月の4日に再度引き落しとなります。

6． 緊急時の対応

サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合

1 主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関・救急隊への連絡を行う。

2 署名代行者・身元引受人及びご家族への連絡を行う。

3 居宅介護支援事業者への連絡を行う。

7． 事故発生時の対応方法について

契約者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、契約者の家族、契約者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます

8． 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 契約者及びその家族に関する秘密の保持について

① 事業者は、契約者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。

② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た契約者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た契約者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(2) 個人情報の保護について

① 事業者は、契約者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、契約者の個人情報を用いません。また、契約者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で契約者の家族の個人情報を用いません。

② 事業者は、契約者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

③ 事業者が管理する情報については、契約者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。開示に際して複写料などが必要な場合は契約者の負担となります。

9． 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対応方法

事業の提供に当たり、契約者宅に取り付ける専用のキーボックスにて合鍵を保管する。また、合鍵を紛失した場合は、すみやかに契約者及びその家族、または管理者に連絡をし、必要な措置を講じるものとする。

10． 身分証携行義務

訪問介護員等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び契約者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

11． 心身の状況の把握

指定夜間対応型訪問介護護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当

者会議等を通じて、契約者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

12. 居宅介護支援事業者等との連携

(1)指定夜間対応型訪問介護の提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

(2)サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「夜間対応型訪問介護計画」の写しを、契約者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。

(3)サービスの内容が変更された場合又はサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面又はその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

13. サービス提供の記録

(1)指定夜間対応型訪問介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。

(2)契約者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

14. 衛生管理等

(1)訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

(2)事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

15. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任により契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

16. 第三者評価の実施状況

評価日	評価機関
令和 5 年 12 月 15 日	一般社団法人　京都市老人福祉施設協議会

＊評価結果の開示状況：未実施

17. 苦情の受付について

(1)当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口　（担当者）　〔職名〕管理者　電話333－7716

○受付時間　毎週月曜日～金曜日　　午前9時　～　午後6時

(2)その他

当事業所以外にも地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、各区役所、国民健康保険団体連合会、第三者委員等でも苦情を受付けております。

◆京都府国民健康保険団体連合会　介護保険課介護相談係

〒600-8411　京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町620番地　COCON烏丸内

電話：075－354－9090　FAX: 075－354－9055

受付時間:午前9時00分～午後5時00分(土・日・祝日は除く)

◆京都府福祉サービス運営適正化委員会

〒604-0874　京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル　京都府立総合社会福祉会館5階

電話：075-252-2152　ファックス：075-212-2450

受付時間：月曜日～金曜日　午前9：00～午後5：00(祝日・年末年始は除く)

◆京都市西京区洛西支所　保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課

〒610-1198　京都市西京区大原野東境谷町二丁目1-2

電話：075-332-9274　FAX：075-332-8420

◆その他の苦情申立先

◆西京区洛西支所以外の保健福祉センター　連絡先				◆主な地域包括支援センター	
北区役所	432-1364	南区役所	681-3296	沓掛	335-2201
上京区役所	441-5106	右京区役所	861-1416	境谷	331-8781
左京区役所	702-1069	京北出張所	852-1815		
中京区役所	812-2566	西京区役所	381-7638	◆第三者委員	
東山区役所	561-9187	伏見区役所	611-2278	榊　信一	331-4150
山科区役所	592-3290	深草支所	642-3603		
下京区役所	371-7228	醍醐支所	571-6471		

標準的な利用者の利用料金額表

★利用料金

サービスの種類	自己負担額 (1 割)	自己負担額 (2割)	自己負担額 (3割)
基本単価　夜間対応型訪問介護費／月	1,295 円	2,590 円	3,885 円
定期巡回サービス費／回	487 円	974 円	1,461 円
随時対応サービス費Ⅰ／回	742 円	1,485 円	2,227 円
随時対応サービス費Ⅱ／回	1,000 円	2,001 円	3,001 円
24時間緊急通報加算／回	798 円	1,597 円	2,396 円

※　端数処理のため、金額に若干の誤差があります。

※　上記の表には、地域区分（5級地10．70円）及び介護職員処遇改善加算（Ⅰ）24.5％が含まれます。

令和　　年　　月　　日

　指定夜間対応型訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行い、本書面を交付しました。

社会福祉法人洛西福祉会　ホームケア 24 くつかけ七彩の家

説明者職名：＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

　私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、その内容に同意の上、本書面を受領しました。また、指定夜間対応型訪問介護の提供開始及び介護保険給付額を除いた個人負担額とその他の利用料についてはサービスの提供を受けた場合、当該の利用料金を支払うことに同意します。又、秘密保持に関し、契約者に係る他の居宅介護支援事業所との連携を図る為、医療機関利用時、行政機関への手続き、その他機関への申請、ケアカンファレンス、社会福祉及び介護福祉実習、研修等への協力等において、私及び私の家族の個人情報を、契約の有効期間中に用いることに同意します。

同意日 ： 令和＿＿年＿＿月＿＿日

契約者　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

署名代行者　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印　　契約者との関係＿＿＿＿＿＿

御家族様1　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

御家族様2　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

御家族様3　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

社会福祉法人　洛西福祉会
ホームケア24くつかけ七彩の家
指定夜間対応型訪問介護

利用契約書

本契約書の署名押印する者（以下「利用者」といいます）と社会福祉法人　洛西福祉会　ホームケア24くつかけ七彩の家（以下「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う夜間対応型訪問介護サービスについて、次のとおり契約します。

第一章　総則

（契約の目的）

第1条　事業者は、介護保険法令の趣旨に従って、契約者がその有する能力に応じ、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営む事ができるよう、定期的な巡回又は随時通報により契約者の居宅を訪問し、入浴・排泄・食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他、安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行い、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を目指すために定期巡回サービスを提供し、契約者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

（契約期間）

第2条　本契約の契約期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。契約満了の14日前までに 利用者から事業者に対して 文書による契約終了の申し出がない場合には、本契約はさらに12か月間同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

（運営規程の遵守）

第3条 事業者は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、契約者に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。

2　本契約における運営規程については、本契約と一体のものとして、事業者、契約者ともに遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は、契約者に対して事前に説明することとします。

3　契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

（夜間対応型訪問介護計画の決定・変更 ）

第4条 事業者は、居宅サービス計画（ケアプラン）に沿って契約者の夜間対応型訪問介護計画を作成するものとします。

2　事業者は、 夜間対応型訪問介護計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定するものとします。

3　事業者は、契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、 夜間対応型訪問介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、夜間対応型訪問介護計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、 夜間対応型訪問介護計画を変更するものとします。

4　事業者は、夜間対応型訪問介護計画を変更した場合には、契約者に対して変更した計画書を

交付し、その内容について、契約者及びその家族に対して同意を得るものとします。

(介護保険給付対象のサービスの内容)

第5条 契約者が提供を受ける夜間対応型訪問介護の内容は【重要事項説明書】に定めたとおりです。事業所は【重要事項説明書】に定めた内容について、契約者及びその家族に説明します。

2 事業者は、サービス従業者を契約者の居宅に派遣し、夜間対応型訪問介護計画に沿って【重要事項説明書】に定めた内容の夜間対応型訪問介護を提供します。

3 第2項のサービス従業者は、介護福祉士又は訪問介護員養成研修1～2級過程を修了した者、介護職員初任者研修、介護職員実務者研修です。

(介護保険給付対象外のサービス)

第6条 事業者は、契約者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える夜間対応型訪問介護サービスを提供するのとします。

2 前項の他、事業者は、重要事項説明書に定めるサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。

3 前2項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。

4 事業者は、第1項及び第2項に定める各種のサービスの内容及び提供について必要に応じて契項に定める各種のサービスの内容及び提供について必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

(サービスの提供の記録)

第7条 事業者は、夜間対応型訪問介護の実施ごとに、サービスの内容等をこの契約書と同時に交付する磁気シールを自宅に置かせていただきます。訪問した介護員が端末をシールにかざし、事業所で訪問の記録を管理させていただきます。

2 事業者は、サービス提供記録を付けることとし、この契約の終了後5年間保管します。

3 契約者もしくはその代理人は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第2項のサービス実施記録を閲覧できます。

4 事業者は、契約者もしくはその代理人の請求に応じて、当該利用者に関する第2項のサービス実施記録の複写物を交付するものとします。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

(サービス利用料金の支払い)

第8条 契約者は、第5条及び第6条に定めるサービスを受け、その対価として【重要事項説明書】に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を事業者に支払うものとします。但し、契約者が未だ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったん支払うものとします。

2　契約者は、サービス利用料金をサービスの利用時、事業者からの請求に基づき、毎月の利用料の合計額を重要事項説明書に書いてある方法で事業者に支払うものとします。

3　事業者は、契約者から料金の支払いを受けたときは、契約者に対し領収書を発行します。

4　契約者は、居宅においてサービス従業者がサービスを実施のために使用する水道、ガス、電気、電話の費用を負担します。

5　サービス利用料金が滞納した場合も、契約者は請求に基づき事業者に支払うものとします。

(サービスの中止・変更・追加)

第9条 契約者は、事業者に対して、夜間対応型訪問介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。中止または変更の場合には、サービス提供の24時間前までに事業者に申し出ることとし、サービス利用を中止又は変更することができます。

2　事業者は、前項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が契約者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を契約者に提示して協議するものとします。

(利用料金の変更)

第10条 事業者は、契約者に対して、一ヶ月前までに文書で通知することにより利用単位ごとの料金の変更(増額又は減額)を申し入れることができます。

2　契約者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【重要事項説明書】を作成し、お互いに取り交わします。

3　契約者は、前項の変更に同意することができ契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務

(事業者及びサービス従事者の義務)

第11条 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、生活環境等の安全・確保に配慮するものとします。

2　事業者は、契約者の体調・健康状態等の必要な事項について、主治医又は契約者の担当介護支援専門員と連携するとともに、契約者から確認したうえでサービスを実施するものとします。

3　事業者は、サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又は家族、契約者の担当介護支援専門員への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

4　正当な理由なく、事業者はサービスの提供を拒んではならない。ただし、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し適切な便宜を供与することが困難である場合その限りではなく、適切な介護老人保健施設、病院又は診療所を紹介する等の援助を速やかに
行の限りではなく、適切な介護老人保健施設、病院又は診療所を紹介する等の援助を速やか

に行うよう努める。

(守秘義務等、個人情報保護)

第12条 事業者及びサービス従事者または従業員及び従業員であった者は、夜間対応型訪問介護サービスを提供するうえで知り得た契約者又は家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

2 事業者は、契約者の緊急の医療上の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

3 前2項に拘わらず、契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又は契約者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

(身分証携帯義務)

第13条 サービス従事者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び契約者や契約者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第四章 契約者の義務

(契約者の禁止行為)

第14条 契約者は、次の各号に該当する行為をすることは許されません。

⑴サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと

⑵サービス従事者に対する私的な金品の授受

⑶その他サービス従事者又は他の利用者に迷惑をおよぼすような行動。

第五章 損害賠償(事業者の義務違反)

(損害賠償責任)

第15条 事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第12条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、契約者にも故意又は重大な過失が認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じることができるものとします。

2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

(損害賠償がなされない場合)

第16条 事業者は、以下の各号に該当する場合には、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。

⑴ 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを

告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合

⑵ 契約者が、サービスの実施にあたって必要事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合

⑶ 契約者の急激な体調の変化、事業者職員の不手際に起因しない事故等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合

⑷ 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に起因して指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合害が発生した場合

(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第17条 事業者は、契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。

2 前項の場合に、事業者は、契約者に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。

第六章 契約の終了

(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

第18条 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

⑴契約者が死亡した場合

⑵要介護認定により契約者の心身の状況が自立もしくは要支援と判定された場合

⑶事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

⑷施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合

⑸事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

⑹第18条及び第19条に基づき本契約が解約又は解除された場合

2 事業者は、前項第1号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

(契約者からの中途解約等)

第19条 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は、契約終了を希望する14日前までに事業者に文書により通知するものとします。

2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。

⑴第3条第3項、第10条第3項により本契約を解約する場合

⑵事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める定期巡回サービスを実施しない場合
⑶事業者もしくはサービス従事者が第12条に定める守秘義務に違反した場合
⑷事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
⑸他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(事業者からの契約解除)
第20条 事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。
⑴契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
⑵契約者による、第8条第1項から第2項に定めるサービス利用料金の支払いが3か月以上か月遅延し、30日以内の支払いを定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
⑶契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(精算)
第21条 第17条第2号から第4号により本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及びその他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から1週間以内に精算するものとします。

第七章 その他
(契約当事者の変更)
第22条 契約者は、契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、契約者の家族等をあらかじめ代理人とすることを定めるか、又は家族等を含む第三者に契約者を変更することに同意します。

(相談・苦情対応)
第23条 事業者は、契約者からの相談・苦情に対応する窓口を設置し、夜間対応型訪問介護に関する契約者の要望・苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

(善管注意義務)
第24条 事業者は、契約者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の

注意をもってその業務を遂行します。

（信義誠実の原則）

第25条 契約者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。

2　本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠実をもって協議のうえ定めます。

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。また、介護保険外サービス項目で、希望してサービスを受けた場合に当該サービスの利用料金を支払うことに同意します。

契約日 ： 令和____年____月____日

利 用 者 （契 約 者）	住 所
	氏 名　　印

※ 実際に利用者される方の署名欄です。

署名代行者	住 所
	氏 名　　印
	（利用者との関係）

※ 本人記入の場合は、署名代行者の記入はいりません。

身元引受人	住 所
	氏 名　　印
	（利用者との関係）

事 業 者　　京都市西京区大枝北沓掛町1丁目3番地1
社会福祉法人 洛西福祉会
理事長　中野 和彦　　印

社会福祉法人　洛西福祉会
ホームケア24くつかけ七彩の家
指定夜間対応型訪問介護